

川口市立在家小学校
いじめの防止等のための基本的な方針



在家小マスコットキャラクター『在家 鳥太郎』

～ ニックネーム 『ザッピー』 ～

川口市立在家小学校

目次

| | |
|---------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1 川口市立在家小学校基本方針の策定 | 1 |
| 第2 いじめの防止等のための対策に関する事項 | 3 |
| 1 いじめの防止等のために本校が実施する施策 | 3 |
| （1）本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置 | 3 |
| （2）本校におけるいじめの防止等に関する措置 | 4 |
| 2 重大事態への対処 | 7 |
| （1）重大事態への対処の流れ | 7 |
| （2）川口市教育委員会又は本校による調査 | 8 |
| 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 | 11 |
| <資料> いじめの防止等のための基本的な方針をふまえた年間計画 | 12 |
| <資料> 在家小いじめ認知のための共通理解・共通行動事項 | 13 |

はじめに

本校は、家庭が不安定な児童、特別な配慮を要する児童、外国籍児童などが比較的多く在籍しており、これらの児童は他者からの支援がないと特定の友達としか人間関係をつくれずに、悩み、集団生活を苦手とする傾向もあるという実態を受け、豊かな人間関係づくりのため、いじめを許さない教育活動を計画的、継続的に行ってきた。人権尊重を推進するアンケート調査や作文指導、異年齢集団を生かした活動の充実など、組織として人権教育の推進に取り組んできた。さらに、地域の自然や文化など環境を生かした学校、家庭、地域が一体となった教育活動を実施し、地域を愛する心情を育てている。

本校では、文部科学省におけるいじめの定義を基に、全職員が「いじめは絶対に許さない」という基本認識に立ち、児童が意欲と自信をもち、安心して学校生活を送れる学校づくりのため、「学校はいじめ防止基本方針」を策定するものである。

川口市立在家小学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下「在家小学校基本方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、児童の尊厳を保持する目的の下、国・埼玉県・川口市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定及び川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例（平成28年川口市条例第70号。以下「条例」という。）第6条に基づき、川口市いじめの防止等のための基本的な方針（令和2年6月改定。以下「川口市いじめ防止基本方針」という。）を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

第1 在家小学校基本方針の策定

いじめ防止対策推進法13条（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針、県の基本方針、市の基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

在家小学校基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、在家小学校基本方針が、本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを盛り込む。

具体的には、以下のとおりとする。

1 いじめ未然防止のための授業での取組

教員一人一人が分かりやすい授業に日々心がけ、児童に基礎・基本の定着の定着を図る。さらに、児童が主体的に取り組めるための授業改善を図り、達成感を味わわせて自尊感情を育む。また、道徳の授業や学級活動、総合的な学習の時間等で、人権尊重の考えを深めるとともに、その

ための行動力を育成する。以下、具体的な取組を示す。

- (ア) 法第22条に基づき在家小学校いじめ問題対策委員会（以下「いじめ問題対策委員会」という。）を設置する。定期的に開催する生徒指導委員会と兼ねる。
- (イ) 在家小学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その結果を踏まえ、年度末に基本方針をふり返り、改善していく。
- (ウ) 年度末にいじめ問題対策委員会の取組と活動をふり返り、改善していく。
- (エ) 生徒指導年間計画に「いじめ防止」に関する項目を入れる。
- (オ) 道徳の授業における指導方法や指導内容を共有する。（年間35回以上）
- (カ) 学級活動において、学級会を核にして、学級内の諸問題について話し合える風土を醸成する。（年間10回以上の実施）
- (キ) 学級活動において、人権作文を取り組み、人権感覚を醸成する。
- (ク) 総合的な学習の時間において、他者の考えや意見を認める態度を育てる。
(ライフスキルかわぐちの実施)
- (ケ) 人権感覚育成プログラムを活用し、自他共に大切にできる人権感覚を養う。（学校公開日に行い、保護者との連携を図る）
- (コ) 研修や日々の教育実践等を通して、教師全員が児童一人一人を生かす授業の実現を目指す。
- (サ) 児童会活動や学校行事での豊かな人間関係づくりを通して、自己有用感を高める。
- (シ) 埼玉県におけるいじめ撲滅強調月間（11月）では、児童会を中心に「いじめゼロ」を児童の声で呼びかけ、話し合いを通して標語やポスター等の作成に取り組み、児童の意識を高めるとともに、「いじめゼロサミット」へ参加し、他校との交流から学ぶ機会をつくる。また、その期間に道徳の学習では「いじめ」に関わる内容の教材を指導する。

2 いじめ防止のための授業以外での取組

本校では、いじめ未然防止のために、授業以外でも児童一人一人とのかかわりを重視した取組を行っていく。下校時に昇降口で声かけや見届けを行って児童一人一人の変化を把握する。業間休みや昼休みには、児童とともに活動し、所属感を高める。取組におけるねらいを以下に示す。

- (ア) 朝のあいさつ運動を効果的に行い、声の表情から心の変化をつかむ。
- (イ) 下校時には、毎日、「あいさつ」と「見届け」の指導にあたる。
- (ウ) 昼休みには、児童会活動の一環として、異年齢集団を生かしたレクリエーションを実施し、望ましい人間関係づくりに努める。（なかよしグループ交流会）
- (エ) 朝や帰りの会で、スピーチを取り入れ、発表・傾聴を通して、受容的な態度を育てる。

3 いじめ未然防止のために職員体制の整備

本校は、全職員が、いじめ問題に無関係でいる児童はいないとの認識のもと、生徒指導委員会、教育相談部会、各学年会で以下の取組を計画的に実施し、併せて評価・改善を行っていく。又、いじめ対応教員を設置するとともに、各学級、学年、組織間の報告・連絡・相談を徹底する。

- (ア) 生徒指導委員会では、児童一人一人の問題行動や欠席状況を把握し、人権に係る問題を適切に把握する。

(イ) 各学年会では、学級内の人間関係に係る不安や悩みの情報交換を行い、学年としての適切な手立てを決定する。

4 いじめの早期発見への取組

学校には規律があり、集団生活を通して、児童一人一人が生き生きと活動できなければならない。児童が授業や学校行事に主体的に取り組み、成就感や満足感を味わってこそ、学校本来の役割を果たすことができる。その実現のため、全職員が以下の取組を実践していく。

(ア) 生徒指導部は、「楽しく学校生活をおくるための調査」を学期に1回実施し、人間関係上の悩みや不安、いじめの有無を把握する。

(イ) 各学年及び各学級で、いじめを発見した時は、家庭との連携を図り、学校の方策についての情報を速やかに家庭に伝え、今後の指導や防止に活かす。

(ウ) いじめに対する措置の結果は、「いじめ防止対策推進法」23条2に基づき、川口市教育委員会へ速やかに報告する。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために本校が実施する施策

(1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「在家小学校いじめ問題対策委員会」（以下「問題対策委員会」という）を設置する。

問題対策委員会は、本校の生徒指導部会を母体とし、管理職、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭等の中から学校の実情により充て、個々の事案に応じて学級担任や金管クラブの顧問等も加えることができるものとする。

また、問題対策委員会は学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、必要に応じて第三者の参加を図りながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

問題対策委員会は、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとし、必要な場合には公平性・中立性を確保するため、川口市教育委員会と連携し、第三者の参加を図る。

ただし、川口市教育委員会が本校における調査が困難と判断した場合には、川口市教育委員会の川口市いじめ問題調査委員会による調査を行うものとし、その調査に協力する。

さらに、問題対策委員会では、本校の基本方針の策定及び教職員間の共通認識の促進、保護者、地域への周知、必要に応じた評価と見直しを担う。

問題対策委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

ア 問題対策委員会に「情報部」、「指導・相談部」、「広報部」の3つの部を置く。

・生徒指導主任は校長の指導の下、3つの部の部長となり、調整・連絡にあたる。

イ 各学年・生徒指導部・教育相談部で把握している問題行動を精査し、「いじめ」事案を確定する。

- ・問題行動を速やかに把握する。
 - ・運営委員会、緊急事案として提起された「問題行動」を分析する。
 - ・学校生活の不安や悩みを把握する「友だちアンケート」を分析する。
 - ・生徒指導主任を部長とし、「情報部」が中心となり、問題行動の分析にあたる。
- ウ 「いじめ」事案として確定した後、被害者及び加害者双方の児童及び保護者から事情聴取し、事実関係を明らかにする。
- ・家庭訪問又は本校での面談により、いじめ発生の日時、場所、関係児童等を把握する。
 - ・生徒指導主任を部長とし、「指導・相談部」が中心となり、保護者対応にあたる。
- エ 「いじめ」事案に係る情報を収集し、ファイリングして保存する。
- ・「情報部」が中心となり、記録を担当し、時系列でまとめる。
- オ 「いじめ」未然防止のための年間計画を作成し、学期毎に見直し・修正する。
- ・生徒指導部が生徒指導の全体計画を基に、年間を通した「いじめ」防止の具体的な対策を決める。
 - ・「いじめ」撲滅のための広報活動として、児童・保護者対象に文書を通して啓発を図る。
- カ 「いじめ」に係る相談窓口を設け、随時対応する。
- ・「指導・相談部」が中心となり、相談内容を記述する所定の用紙を作成する。
 - ・「指導・相談部」は、被害者と加害者対応を担当し、双方の主張する根拠を的確に把握する。

(2) 本校におけるいじめの防止等に関する措置

条例第12条に基づき、校長は、当該学校におけるいじめ防止等に関する責任体制を明確にするために、年度当初より「いじめ対応教員」を任命する。

いじめ対応教員は、校長の命を受け、以下の事項を担当する。

- ア いじめに関する情報を教職員で共有するために必要な措置を講ずること。
- イ 児童、保護者、その他の市民等からのいじめ（いじめの疑いがあると認める場合を含む。）に係る相談に応じ、校長の指導の下、助言その他の措置を速やかに行うための会合を開催すること。
- ウ いじめ防止等のための措置を講ずるため、必要な場合には、在家小学校いじめ対策委員会を招集すること。
- エ いじめの事実があると疑われる場合において、担任と連携し、いじめの事実の有無に関する調査をし、必要な措置を講ずること。
- オ 子ども関連団体又は関係機関等に対し、いじめの防止等のために必要な措置及び協力依頼について管理職へ提案すること。また、校長の指導の下、それらの機関と連携して、いじめに関する調査又は調査活動を行い、これらの機関に関する協力すること。

(3) 本校におけるいじめの防止等に関する措置

本校は、川口市教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

ア いじめの防止

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、児童が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

また、子供たち自身が「いじめを許さない」という気持ちを持つとともに、子供たち同士が互いに声を出し、行動に示していくなど、自浄作用を高め、いじめを容認させない風土づくりを進めていく。

『きりり川口いじめゼロ中学生サミット』からの「いじめ根絶宣言」や川口市いじめ問題対策協議会からの提言などを踏まえ、全校をあげて、いじめの未然防止、いじめの根絶に取り組む。

また、『ライフスキルかわぐち』を活用するなどして、集団の一員としての自覚や自尊感情をはぐくみ、心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

更に、川口市人権教育推進協議会発行の『人間であること』や埼玉県教育委員会発行の「人権感覚育成プログラム」を活用し、児童生徒の人権に対しての正しい理解と人権感覚の育成に努めるとともに、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても触れるようにする。加えて、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(ア) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている児童の立場で指導・支援を行うために、

- (a) 児童の悩みを親身になって受け止め、児童の出すサインをあらゆる機会を捉えて見逃さない。
- (b) 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生しうるという危機意識を持って当たる。
- (c) いじめられている児童を守り通すことを最優先に指導・支援する。

いじめに関する事例を分析してみると、教師が直接・間接にいじめを生み出している場合がある。教師がいじめの発生に関わっている場合として、

- ・ 教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
- ・ 教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
- ・ 教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合

などがあることに十分留意する。

(イ) 学級づくり

児童は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、

- (a) 児童が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
 - ・ 児童の気持ちを共感的に受け止める。（「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」）
 - ・ 居場所をつくる。
 - ・ 見守る。（「いつもどこかで先生は見守っている。」）
 - ・ 基準を示す（「……してはならない。」だけでなく、「こんなときにはこうするといいよ。」）
- (b) 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
 - ・ 分かる楽しさを与える。（「分かった。」と思えたとき、「もっと分かりたい。」というエネルギーがわいてくる。）
 - ・ 自分のよさや自分との違いのよさを認める。（「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを

先生が教えてくれた。」)

- (c) 『ライフスキルかわぐち』の取り組み等を通して、児童が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
- (d) 児童会活動など生徒が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。などのポイントを押さえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

(ウ) 学習指導

学業不振やその心配のある児童は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

逆に、児童が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。

つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

(エ) 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、学級担任等がコーディネーター役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

また、PTA活動を通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

(オ) インターネットを通じて行われるいじめの防止

本校では、児童生徒のいじめ未然防止に向けた『いじめ防止教室』を開催する。

また、インターネット上のいじめに遭遇しないよう埼玉県警サイバー対策課『情報セキュリティ講演』等を活用し情報モラルの徹底を図る。

さらに、児童生徒の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者対象ネット意識啓発講演会等を実施する。

イ 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は本市月例いじめ調査や定期的なアンケート調査、教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

- (ア) 生活アンケート「心と体は元気かな」を記名方式で学期に一回実施し、実態把握をするとともに、記入があった児童に対しては迅速に事実確認や指導を行い、アンケート用紙にその記録を残す。また、管理職・生徒指導主任・いじめ対応教員で共有し、いじめ問題対策委員会にお

いても共有する。

- (イ) 「I's」にある「いじめ発見チェックシート」を活用し、該当する項目があれば児童に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。
- (ウ) 「I's」にある「いじめを認知した際の具体的対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。
- (エ) 「I's」にある「いじめの未然防止に向けた取組」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。

ウ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることが無いよう、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。また、いじめの疑いがある場合、24時間以内に必ず何らかの措置を行うよう、組織的に対応する。

(ア) いじめている児童への指導（「I's」参照）

いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

(イ) いじめられている児童への支援（「I's」参照）

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

(ウ) 周りではやし立てる児童への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

(エ) 見て見ぬふりをする児童への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。

(オ) 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・ 『ライフスキルかわぐち』を活用し、自尊感情をはぐくみ、コミュニケーション能力を身に付けさせ、互いを認め合う人間関係の醸成を図る。
- ・ 道徳教育の充実を図る。
- ・ 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・ 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。
- ・ 話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・ 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。

(カ) 他校の児童が関わるいじめに関する対応

本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の児童が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。

(キ) 市教育委員会への報告

法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を市教育委員会へ速やかに報告する。

エ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも、次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が3か月を目安に継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(イ) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。また、在家小学校いじめ問題対策委員会においては、解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、事案に応じて支援プランを策定し、確実に実行する。

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、事案に応じて当該いじめの被害児童及び加害児童を日常的に注意深く見守っていく。

2 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処の流れ

ア 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。(9ページ以下参照)

イ いじめにより重大な被害が生じた重大事態に至ったという申出が児童や保護者からあったときは、本校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。

ウ 重大事態が発生した場合、本校は川口市教育委員会へ事態発生について報告する。

エ 本校は、問題対策委員会により当該重大事態に関する調査を行う。(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)

オ 上記エの調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。)

カ 上記エの調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた児童や保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童(生徒)や保護者にあらかじめ説明しておく。

キ 上記エの調査を行った問題対策委員会は、明らかになった事実関係をいじめられた児童及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)

ク 上記エの調査結果は、川口市教育委員会へ報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保

護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(2) 川口市教育委員会又は本校による調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、教育委員会又は本校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめにより重大な被害が生じた重大事態に至ったという申立てが児童や保護者からあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は川口市教育委員会へ、事態発生について報告する。

(ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに川口市教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと川口市教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、川口市教育委員会のいじめ問題調査委員会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、川口市教育委員会との連携を図りながら実施する。

(エ) 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。この組織の構成については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

また、必要に応じて調査委員会の委員等を、教育委員会に相談する。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、川口市教育委員会のいじめ問題調査委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(a) いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から可能な限り聴き取った上で、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

(b) いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査な

どが考えられる。

(カ) 自殺の背景調査における留意事項

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「児童の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- (a) 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- (b) 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- (c) 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、川口市教育委員会又は本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- (d) 詳しい調査を行うに当たり、川口市教育委員会又は本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- (e) 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- (f) 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- (g) 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- (h) 本校が調査を行う場合においては、川口市教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- (i) 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

また、「I's」の「第2章 自殺予防教育の推進『教材・資料』」も参考にする。

(キ) その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷付き、本校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。川口市教育委員会又は本校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)
第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

川口市教育委員会又は本校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど)について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、川口市教育委員会又は本校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、本校が調査を行う際、川口市教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、川口市長に報告する。

上記(ア)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて川口市長に送付する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、問題対策委員会において毎年度、在家小学校基本方針にある各施策の効果を検証し、在家小学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

令和3年12月1日 一部改正

| | 取 組 |
|------|---|
| 4 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・各学年、各教科、各委員会、各分掌における新年度いじめ防止基本方針における取組策定 ・児童理解研修（生徒指導報告会・教育相談研修） ・いじめ問題対策委員会の設置 ・在家小学校いじめの防止等のための基本的な方針周知（児童・保護者・教職員） ・なかよしグループ交流会 ・児童会、運営委員会によるあいさつ運動の実施（登校時に限らず効果的に実施していく） |
| 5 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・自分自身に関わることとして「彩の国の道徳・学級づくりの羅針盤」を活用した時間 ・非行防止教室の開催 ・なかよしグループ交流会 ・「令和2年度学校いじめ防止基本方針」策定 ・個人面談週間 |
| 6 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・『人間であること』を活用した人権感覚の育成に取り組む時間 ・人権メッセージの取組 ・学校評議員会において基本方針の協議 ・第1回学校生活アンケート調査実施 ・なかよしグループ交流会 |
| 7 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」1学期評価・改善検討 ・他人とのかかわりに関することとして「彩の国の道徳・学級づくりの羅針盤」を活用した道徳の時間 ・民生委員・児童委員、主任児童委員連絡会議において基本方針の説明 ・生徒指導報告会（児童理解） |
| 8 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・川口市いじめゼロサミットブロック会議 ・生徒指導研修会（I‘Sの活用） |
| 10 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・自然等とのかかわりとして「彩の国の道徳・学級づくりの羅針盤」を活用した時間 ・人権感覚育成プログラムを活用した道徳の時間（学校公開日に行い保護者と連携） ・なかよしグループ交流会 |
| 11 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・第2回学校生活アンケート調査実施 ・なかよしグループ交流会 |
| 12 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめゼロ集会（いじめ撲滅強調月間の取組） ・「学校いじめ防止基本方針」2学期評価・改善検討 ・集団・社会とのかかわりとして「彩の国の道徳・学級づくりの羅針盤」を活用した時間 ・川口市いじめゼロサミット参加 ・生徒指導報告会（児童理解） |
| 1 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・第3回学校生活アンケート調査 ・なかよしグループ交流会 ・地域の方々やボランティアの皆様への「ありがとう集会」 |
| 2 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校評議員会において基本方針の協議 ・「学校いじめ防止基本方針」年間評価及び公表 ・なかよしグループ交流会 |
| 3 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討（いじめ問題対策委員会） ・今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討（企画委員会） ・生徒指導報告会（児童理解） |

1 「いじめ」の指導

すでに見ている方も多いたとは思いますが、下の割合を見て何を感じますか？

「仲間はずれ、無視、陰口」… された経験がある 9割
した経験がある 9割

(国立教育政策研究所「いじめ追跡調査 2013-2015」より)

この「仲間はずれ、無視、陰口」ですが、これらはすべて「いじめ」に該当する内容です。この割合を見ると、子供たちの多くが、「いじめたり、いじめられたりしている」という事がわかります。つまり、いじめは特別な子供が起こすのではなく「どの子供にも起こりうる」ということです。

発育・発達途上の、人間関係をうまく構築できない子供たちです。複数になれば、当然、意見や考え方がまとまらずにトラブルが起こるのは当たり前の事です

いじめは初期段階での対応により、重大事態に発展していくかどうかが決まると言われています。そのため我々教員は、「いつ、いじめが起きてもおかしくない」ということを意識しておかなくてはなりません。また、いじめの初期段階の些細なトラブルを見過ごしてはいけません。

気を付けなくてはならないのは、些細なトラブルに直面した時、その人が「いじめ」として認知するかどうか、個々の教員により温度差が出てしまうことです。いじめについての認識は、それぞれ自分の子供時代の体験や、教師になってから蓄積された、経験・知識・情報により作られがちです。そこで、いじめについての認識を学校組織として共有して、温度差を無くす必要があります。

<いじめの定義>

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記を簡単にすると、以下の4点になります。

- ①行為をした者（甲）も、行為の対象となった者（乙）も児童生徒であること。
- ②甲と乙の間に、一定の人間関係が存在すること。
- ③甲が乙に対して、心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと。
- ④当該行為の対象となった乙が、心身の苦痛を感じていること。

この4点すべてに該当することは、法律（いじめ防止対策推進法）上すべて「いじめ」となることを確認してください。

さらに大切なこととして、いじめの疑いを発見した時は、状況等記録（5W1H）を取り、すぐに周囲の教員に情報共有をお願いします。特に管理職といじめ対応教員の先生には、迅速に情報を入れてください。

いじめの認知は「個人」でするのではなく「組織」で行います。一人で抱え込むひつようはありません。チーム在家小で対応を検討していきます。

2 「いじめ」の認知 本市及び本校の「いじめの認知および解消」の数え方です。

<基本的な考え方> 注：被害を受けた側でカウントします。

①AがBからいじめを受けた時（学校の内外は問いません）

…認知件数1になります。

※いじめ行為への指導を行い、最低3ヶ月間は経過観察をします。

◎その後、再びAがBからいじめを受けた時

…同一の人間関係のため、認知件数としては数えませんが、その行為を行った日がいじめ解消の起算日となりますので、記録を残しておくことを忘れずに。

※いじめ行為への指導を行い、起算日から最低3ヶ月間は経過観察をします。

◎いじめ認知（起算日）から3ヶ月間、AがBからいじめを受けなかった時

…いじめ解消となります。

◎いじめ解消後に、再度、AがBにいじめを受けた時

…改めて認知件数1になります。

<AとBの双方間、あるいは複数でいじめ行為があった時の考え方>

②AとBの双方間にいじめがあった時（ケンカなどの場合）

…上記のAがBからとして認知件数1、

さらにBがAからとして認知件数1

※以下は、上記①と同じように、被害を受けた側として、それぞれで扱います。

③AがBとCとDの3人から集団でいじめを受けた時

…認知件数は1となります。

※いじめ行為への指導を行い、最低3ヶ月間は経過観察をします。

※以下は、上記①と同じように扱い、集団としてのいじめを受けなかった時は解消となります。

- 集団での事案が発生した場合、一般的に個別での事案も発生しているケースが多いです。その場合は、その都度個別でのいじめとして認知し、上記①と同じように扱います。

| いつ | どこで | だれが | 何を | どうする どうした |
|-------|-----|-----|----|--------------|
| | | | | |
| 【対応等】 | | | | |

記録の際には、上の表を参考にして事実を記録します。

「些細な事もいじめとして認知する・させる」ことが、重大事案の発生を防ぎ、教員と児童の意識をいじめ解消に向かわせると考えます。そのために、積極的に認知をして行くことが大切です。「積極的な生徒指導」、「積極的な認知」、「認知件数＝解消件数」を目指します。

3 「いじめ」と犯罪

令和元年に報道等で騒がれた「教師間のいじめ」の問題ですが、あれを「いじめ」と報道されることに困惑しています。学校で取り扱う「いじめ」は、「いじめ防止対策推進法 第2条」に示された定義の内容です。このいじめの定義は、一般的な「社会通念上のいじめ」より、もっと広範な概念で「いじめ」を捉えています。（ですから、些細な事でも「相手が嫌と感じれば、いじめ」になるわけです。）また、この定義で考えると、学校で扱う「いじめ」は児童間で行われる行為が該当することになります。

この「教師間のいじめ」は、上記の定義には該当せず、「社会通念上のいじめ」の内容であり、大人がやっていることですから、むしろはっきりと犯罪として取り扱うべきと考えます。「いじめ＝犯罪」とすることで、過度のいじめ行為が「犯罪」にあたることを、子供たちや保護者に周知できるチャンスと考えます。

<犯罪に該当すると考えられる行為>

- 叩かれる、蹴られる、ぶつかられるような行為 … 暴行罪（刑法208条）
- 暴行された結果、怪我をした場合 … 傷害罪（刑法204条）
- 仮にその怪我が原因で亡くなってしまう場合 … 傷害致死罪（刑法205条）
- 「～するぞ。」と脅す言葉を発する・メール等で送る … 脅迫罪（刑法222条）
- 怪我をさせるなどと脅して万引きをさせるような行為 … 強要罪（刑法223条）
- 金品をたかる、現金を取り上げるような行為 … 恐喝罪（刑法249条）
または 強盗罪（刑法236条）

※恐喝罪と強盗罪は、その脅迫や暴行によって、被害者の反抗が抑圧されるかどうかで区別されるそうです。

- 物を隠される・盗まれる行為 … 窃盗罪（刑法235条）・横領罪（刑法252条）
- 所有物を壊されたり、捨てられたりする行為 … 器物損壊罪（刑法261条）
- 公然に事実を示して誹謗中傷や悪口をいう・書く … 名誉棄損罪（刑法230条）
- 事実を示さないで公然と誹謗中傷や悪口をいう・書く … 侮辱罪（刑法231条）

ただし、以下のような「いじめ」行為は、犯罪になりにくいとされています。（脅すような行為があれば話は別ですが…）

- 無視をする
- 嫌がる者をわざとクラス代表に選出する
- 班やグループでの活動で一緒になる事を拒否する
- 暗に特定の子を排除する
- 近付いて来たら皆でその場を立ち去る

とは言うものの、教員は警察官ではありませんから、罪になる・ならないに関わらず、指導・支援なくしてはいけません。なお、決して、児童のいじめを犯罪として取り扱へというものではありませんので、ご承知おきください。